

(別紙)

低価格入札者との契約に係る特約条項

(総則)

第1条 この特約は、本特約が添付される契約と一体をなす。

(費用負担)

第2条 本特約の適用に係る費用については、すべて受注者の負担とする。

(契約の保証)

第3条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

- (1) 契約保証金の納付
- (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
- (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、発注者が
確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律
（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）
の保証

- (4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
 - (5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
- 2 受注者は、前項の規定による保険証券の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）であって、当該履行保証保険契約の相手方が定め、発注者が認めた措置を講じることができる。この場合において、受注者は、当該保険証券を寄託したものとみなす。
- 3 第1項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第4項において「保証の額」という。）は、請負代金額の10分の1以上としなければならない。
- 4 第1項の規定により、受注者が同項第二号又は第三号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第四号又は第五号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
- 5 請負代金額に変更があった場合には、保証の額が変更後の請負代金額の10分の1に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。
- 6 契約約款第42条第2項の場合（契約約款第40条の2第10号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、本特約第3条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって契約約款第42条第2項の違約金に充当することができる。

(管理技術者等)

第4条 受注者は、契約約款第9条第1項により定めた管理技術者（測量業務、地質調査業務及び補償コンサルタント業務にあつては主任技術者と読み替える。）をこの契約による業務に専任で配置しなければならない。

(前金払)

第5条 契約約款第33条第1項の表を次の表と読み替える。

区 分	額
業務委託料が50万円以上3億円以下の場合	業務委託料に10分の2を乗じて得た額
業務委託料が3億円を超える場合	6,000万円と、業務委託料のうち3億円を超える部分の金額に10分の1を乗じて得た額との合計額

2 契約約款第33条第6項中「10分の4」を「10分の3」に読み替える。

3 契約約款第33条第7項中「10分の4」を「10分の3」に読み替える。